

議案第 29 号

三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

三次市工場等設置奨励条例（平成 16 年三次市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項第 2 号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 三次工業団地第Ⅲ期分譲地を広島県から購入する者

イ 三次市東酒屋町字松ヶ迫 10792 番の土地を三次市から購入する者

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。